

○ 一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成25年3月13日付け日施園第98号）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前																														
一般社団法人日本施設園芸協会 施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領	一般社団法人日本施設園芸協会 施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領																														
（対象油種及び対象期間） 第17条	（対象油種及び対象期間） 第17条																														
1 対象燃料 （略）	1 対象燃料 （略）																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対象燃料</th> <th style="width: 50%;">指標</th> <th style="width: 30%;">単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>A 重油価格×<u>1.07</u></td> <td>円/リットル</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	対象燃料	指標	単位	（略）	（略）	（略）	灯油	A 重油価格× <u>1.07</u>	円/リットル	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対象燃料</th> <th style="width: 50%;">指標</th> <th style="width: 30%;">単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>A 重油価格×<u>1.06</u></td> <td>円/リットル</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	対象燃料	指標	単位	（略）	（略）	（略）	灯油	A 重油価格× <u>1.06</u>	円/リットル	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
対象燃料	指標	単位																													
（略）	（略）	（略）																													
灯油	A 重油価格× <u>1.07</u>	円/リットル																													
（略）	（略）	（略）																													
（略）	（略）	（略）																													
対象燃料	指標	単位																													
（略）	（略）	（略）																													
灯油	A 重油価格× <u>1.06</u>	円/リットル																													
（略）	（略）	（略）																													
（略）	（略）	（略）																													
2 （略）	2 （略）																														
別紙様式第6号（第9条第1項（第5項及び第6項）関係） （別紙1） 施設園芸等燃料価格高騰対策事業実施計画書	別紙様式第6号（第9条第1項（第5項及び第6項）関係） （別紙1） 施設園芸等燃料価格高騰対策事業実施計画書																														

第2 本対策に係る目標(省エネルギー等対策推進計画の策定年度ごとに枠を追加して記載)

(1) 10a当たり燃料使用量を削減する目標

(注1) (略)

(注2)燃料使用量の合計欄には、灯油(L)に0.938を、LPガス(kg)に1.288を、LNG(m³)に1.571を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)とA重油使用量の合計を記載する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(事業実施計画書添付資料1)

(施設園芸用)

省エネルギー等対策推進計画

第1 産地における燃料使用量削減等の目標

1・2 (略)

3 燃料使用量削減等の目標

(1) 10a当たり燃料使用量を削減する目標(略)

(注1)・(注2) (略)

(注3)燃料使用量の合計欄には、灯油(L)に0.938を、LPガス(kg)に1.288を、LNG(m³)に1.571を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)とA重油使用量の合計を記載する。なお、それぞれの数値について

第2 本対策に係る目標(省エネルギー等対策推進計画の策定年度ごとに枠を追加して記載)

(1) 10a当たり燃料使用量を削減する目標

(注1) (略)

(注2)燃料使用量の合計欄には、灯油(L)に0.934を、LPガス(kg)に1.281を、LNG(m³)に1.563を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)とA重油使用量の合計を記載する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(事業実施計画書添付資料1)

(施設園芸用)

省エネルギー等対策推進計画

第1 産地における燃料使用量削減等の目標

1・2 (略)

3 燃料使用量削減等の目標

(1) 10a当たり燃料使用量を削減する目標(略)

(注1)・(注2) (略)

(注3)燃料使用量の合計欄には、灯油(L)に0.934を、LPガス(kg)に1.281を、LNG(m³)に1.563を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)とA重油使用量の合計を記載する。なお、それぞれの数値について

は小数点以下第1位を四捨五入する。

(2)・(3) (略)

(別紙2)

施設園芸等燃料価格高騰対策事業実施計画書

第2 本対策に係る目標(省エネルギー等対策推進計画の策定年度ごとに枠を追加して記載)

(1) 1工場当たり燃料使用量を削減する目標 (略)

(注1)燃料使用量の合計欄には、LPガス(kg)に1.288を、LNG(m³)に1.571 を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したものの(換算方法について、以下同様)とA重油使用量の合計を記載する。1工場当たりの燃料使用量は合計値を全支援対象者の省エネルギー等対策推進計画の取組工場合計で除して求める。

(注2) (略)

(2)～(4) (略)

(事業実施計画書添付資料2)

(茶)

省エネルギー等対策推進計画

は小数点以下第1位を四捨五入する。

(2)・(3) (略)

(別紙2)

施設園芸等燃料価格高騰対策事業実施計画書

第2 本対策に係る目標(省エネルギー等対策推進計画の策定年度ごとに枠を追加して記載)

(1) 1工場当たり燃料使用量を削減する目標 (略)

(注1)燃料使用量の合計欄には、LPガス(kg)に1.281を、LNG(m³)に1.563 を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したものの(換算方法について、以下同様)とA重油使用量の合計を記載する。1工場当たりの燃料使用量は合計値を全支援対象者の省エネルギー等対策推進計画の取組工場合計で除して求める。

(注2) (略)

(2)～(4) (略)

(事業実施計画書添付資料2)

(茶)

省エネルギー等対策推進計画

第1 産地における燃料使用量削減等の目標

1・2 (略)

3 燃料使用量削減の目標

(1) 1工場当たり燃料使用量を削減する目標 (略)

(注1)・(注2) (略)

(注3)燃料使用量の合計欄には、LPガス(kg)に1.288を、LNG(m³)に1.571を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)とA重油使用量の合計を記載する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(2)・(3) (略)

別紙様式第7号(第14条第1項関係)

(別添2)

第3 目標の達成状況(毎年度報告)

(2)達成状況

(1工場当たりの燃料使用量を削減)(略)

(注1)(略)

(注2)合計(A重油換算)欄には、LPガス使用量実績(kg)に1.288

第1 産地における燃料使用量削減等の目標

1・2 (略)

3 燃料使用量削減の目標

(1) 1工場当たり燃料使用量を削減する目標 (略)

(注1)・(注2) (略)

(注3)燃料使用量の合計欄には、LPガス(kg)に1.281を、LNG(m³)に1.563を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)とA重油使用量の合計を記載する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(2)・(3) (略)

別紙様式第7号(第14条第1項関係)

(別添2)

第3 目標の達成状況(毎年度報告)

(2)達成状況

(1工場当たりの燃料使用量を削減)(略)

(注1)(略)

(注2)合計(A重油換算)欄には、LPガス使用量実績(kg)に1.281

を、LNG使用量実績(m³)に1.571を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)とA重油使用量実績の合計を記載する。

参考様式第②号(第29条第1項第1号関係)【契約の更新の場合】

茶加工用燃料価格差補填金積立契約申込書(更新)

(略)

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、平成(令和) 年 月 日を開始日とし、令和 年 月 日(10月31日又は11月30日)までの期間です(期間の終期が更新されます。)

(略)

参考様式第②号(第29条第1項第1号関係)【新規契約の場合】

茶加工用燃料価格差補填金積立契約申込書

(略)

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、令和〇年〇月〇日(3月1日又は4月1日)を開始日とし、令和〇年〇月〇日(10月31日又は11月30日)までの期間です。

(略)

を、LNG使用量実績(m³)に1.563を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)とA重油使用量実績の合計を記載する。

参考様式第②号(第29条第1項第1号関係)【契約の更新の場合】

茶加工用燃料価格差補填金積立契約申込書(更新)

(略)

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、平成(令和) 年 月 日を開始日とし、令和〇年11月30日までの期間です(期間の終期が更新されません。)

(略)

参考様式第②号(第29条第1項第1号関係)【新規契約の場合】

茶加工用燃料価格差補填金積立契約申込書

(略)

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、令和〇年3月1日を開始日とし、令和〇年11月30日までの期間です。

(略)

参考様式第③号（第29条第1項第1号関係）

（略）

1. 対象期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

参考様式第③号（第29条第1項第1号関係）

（略）

1. 対象期間 令和 年 月 日から令和 年11月30日まで

附 則

1 この改正は、令和8年2月6日から施行する。

（令和8年2月6日付け日施園第233号）

2 改正前の一般社団法人日本施設園芸協会燃料価格高騰対策実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。ただし、令和8年1月8日からこの改正の施行日までの間に改正前の一般社団法人日本施設園芸協会燃料価格高騰対策実施要領第9条及び第29条に基づく事業実施手続を行った者については、この改正後の一般社団法人日本施設園芸協会燃料価格高騰対策実施要領の適用を受けるものとする。また、様式は従前のものを取り繕うことができる。